

クリアランス集中処理事業の開始 に向けた取組状況

令和8年4月28日

福井県原子力リサイクルビジネス準備株式会社

ご説明内容



1. 福井県原子力リサイクルビジネス準備株式会社の概要
2. 集中処理事業の概要
 - ①社会的意義
 - ②事業の概要
 - ③廃棄物管理事業許可の取得
 - ④クリアランス集中処理施設の処理フロー(イメージ)
3. 事業の検討
 - ①立地の検討
 - ②組織形態の検討
 - ③料金制度等の検討
4. 今後のスケジュール
5. 参考

1. 福井県原子力リサイクルビジネス準備株式会社の概要

会社名 福井県原子力リサイクルビジネス準備株式会社

※ 今後の進捗を見て正式な会社名名称変更を検討

設立日 2025年（令和7年）8月1日

所在地 敦賀市中央町1丁目13-40 中央ビル3階

出資者 県、嶺南6市町、関西電力、日本原電、福井銀行、
敦賀信金、小浜信金の12者から計20億円

従業員数 6名（派遣/出向：福井県2、関西電力1、日本原電2、
原子力研究開発機構1）

社長 来馬 克美

2. 集中処理事業の概要

①社会的意義

A) 地域振興・人材育成

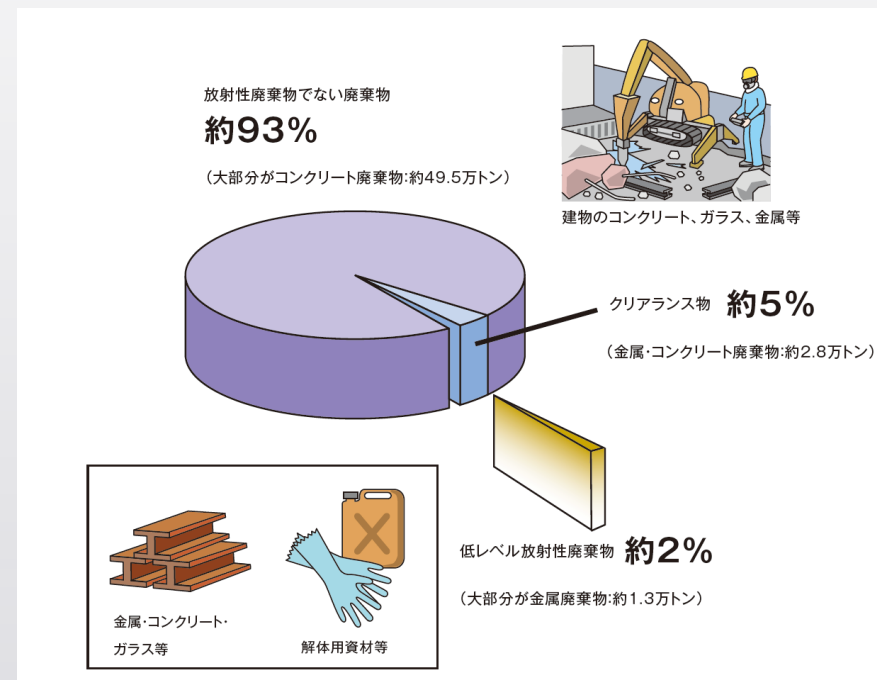
- 「廃炉」という新たな産業に地元企業が中心になって取り組むことにより、**地域産業の活性化や新たな連携の枠組みが生まれる**ことを期待
- 電力事業者や地元企業等が持つクリアランス処理の技術・ノウハウを集積することにより、**新たな人材育成の拠点としての役割**を担うことを期待

B) 着実な廃止措置の実施

- 原子力発電所から発生する廃棄物のうち**5% (約2.8万トン)**は**クリアランス物**である※
- 安全かつ効率的な廃棄物の処理を進めることで、廃止措置の進展**につながると考えられる

C) 資源の有効活用、SDGsへの貢献

- クリアランス物のリサイクルにより**資源を有効活用**
- 鉄鉱石からの製鉄と比べて**CO2排出量が1/5に削減**

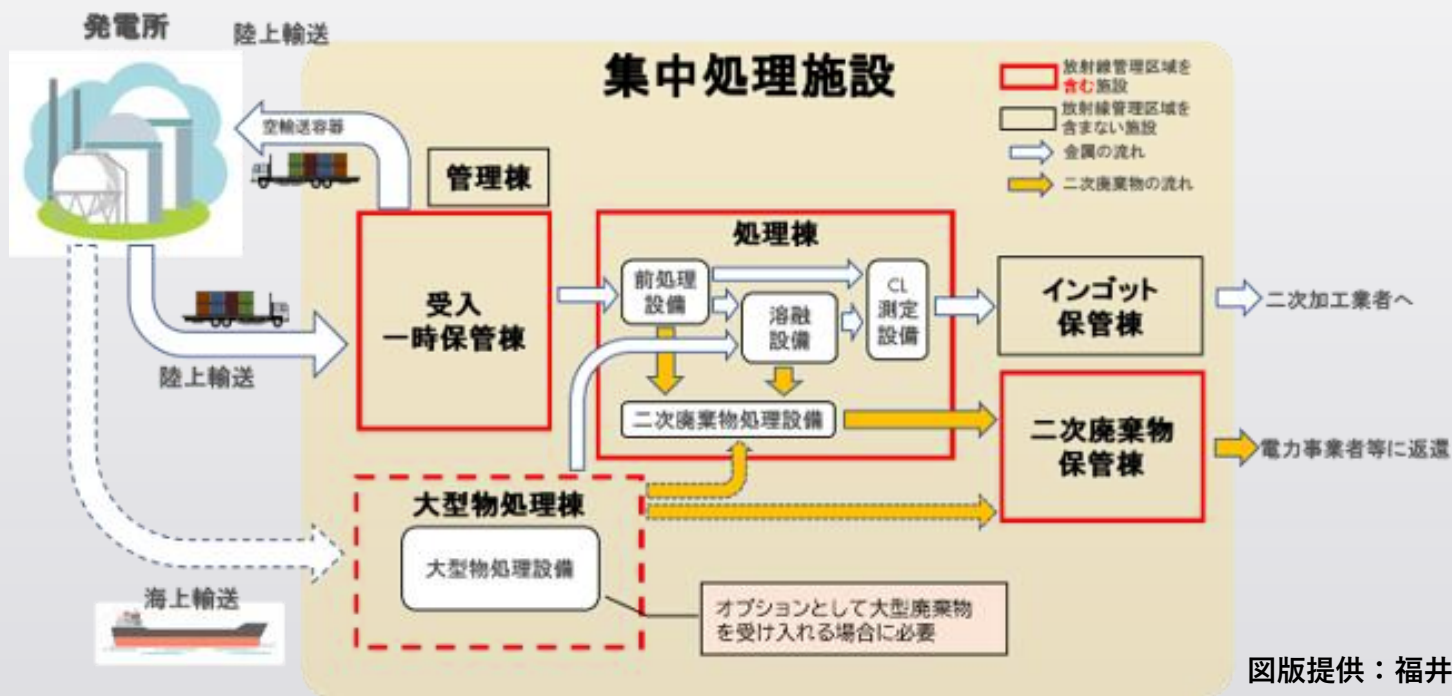


※110万キロワット級の沸騰水型原子力発電所1基を解体した場合
(出典：日本原子力文化財団「原子力・エネルギー図面集」)

2. 集中処理事業の概要

②事業の概要

本事業は、当社が、複数の原子力発電所からクリアランス推定物（除染等の前処理を施すことによりクリアランス物として処理できると想定される放射性廃棄物）を収集し、細断・除染・溶融・放射能測定等の処理作業を一拠点で集中化し、**クリアランス確認すること**（以下、「クリアランス集中処理事業」という）を目指している。



2. 集中処理事業の概要

③廃棄物管理事業許可の取得

- ▶ クリアランス集中処理事業の開始にあたっては、原子炉等規制法に基づく廃棄物管理事業の許可を取得する必要がある。
- ▶ 本事業で取り扱うクリアランス推定物は放射能濃度が低く、施設内で取り扱う放射エネルギーを 3.7TBq 未満となるよう管理する計画であり、特定廃棄物管理施設には該当しない。したがって、「設計及び工事の計画の認可」及び「使用前事業者検査」は不要となる。
- ▶ 放射性廃棄物の集中管理としては、特定廃棄物管理施設としての実績*があるが、特定廃棄物管理施設に該当しない廃棄物管理施設としては国内初の施設となる。

※：日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所、日本原燃株式会社 再処理事業所

3. 事業の検討

①立地の検討

- 令和4年度 福井県がクリアランス集中処理施設の仕様調査を実施
- 施設規模と建築面積を想定し、立地条件を整理

【必要条件】

- ・ 施設建設に必要な面積があり、かつ、造成済みであること
- ・ 市町の希望があること

【望ましい条件】

- ・ 道路、電気、水道などのインフラが整備されていること
- ・ 人家、工場、田畑が隣接していないこと

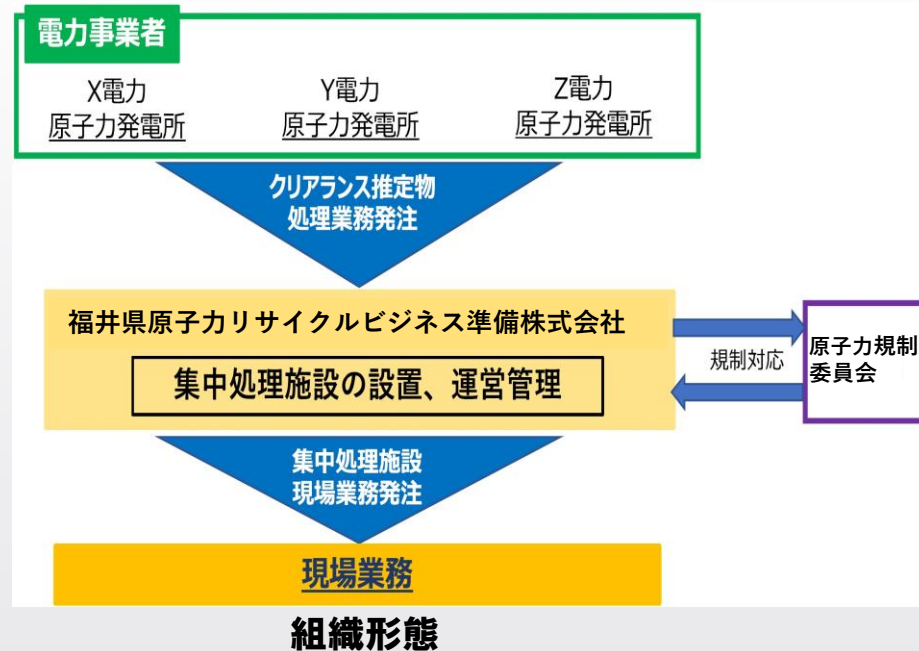
- 敦賀市浦底地区を候補地として選定
現在、施設建設の適正を判断するための地質調査を実施中

3. 事業の検討

②組織形態の検討

検討内容

- 福井県が令和5年度に組織形態を検討
- 当社は施設設置、規制対応、運営管理などを担い、現場作業は地元企業等を活用



現在の当社の対応

- 施設設計 . . . 地質調査、気象観測、集中処理施設の設計
- 規制対応 . . . 事業許可申請の準備
- 運営管理 . . . 規程類整備、関連法令確認、地元企業参入向け広報活動等

3. 事業の検討

③料金制度等の検討

令和6年度嶺南Eコースト推進会議
資料1より一部改変

これまでの検討内容

- ▶ 令和5年度から原子力事業者と料金制度を検討し、原子力事業者が支払う処理料金により、初期投資・運営コストを回収する仕組みについて合意

料金制度のイメージ

損益分岐点（処理量により人件費等が変動するため損益分岐点も変動）

操業1年目	基本料金	従量料金
操業2年目	基本料金	従量料金
⋮		

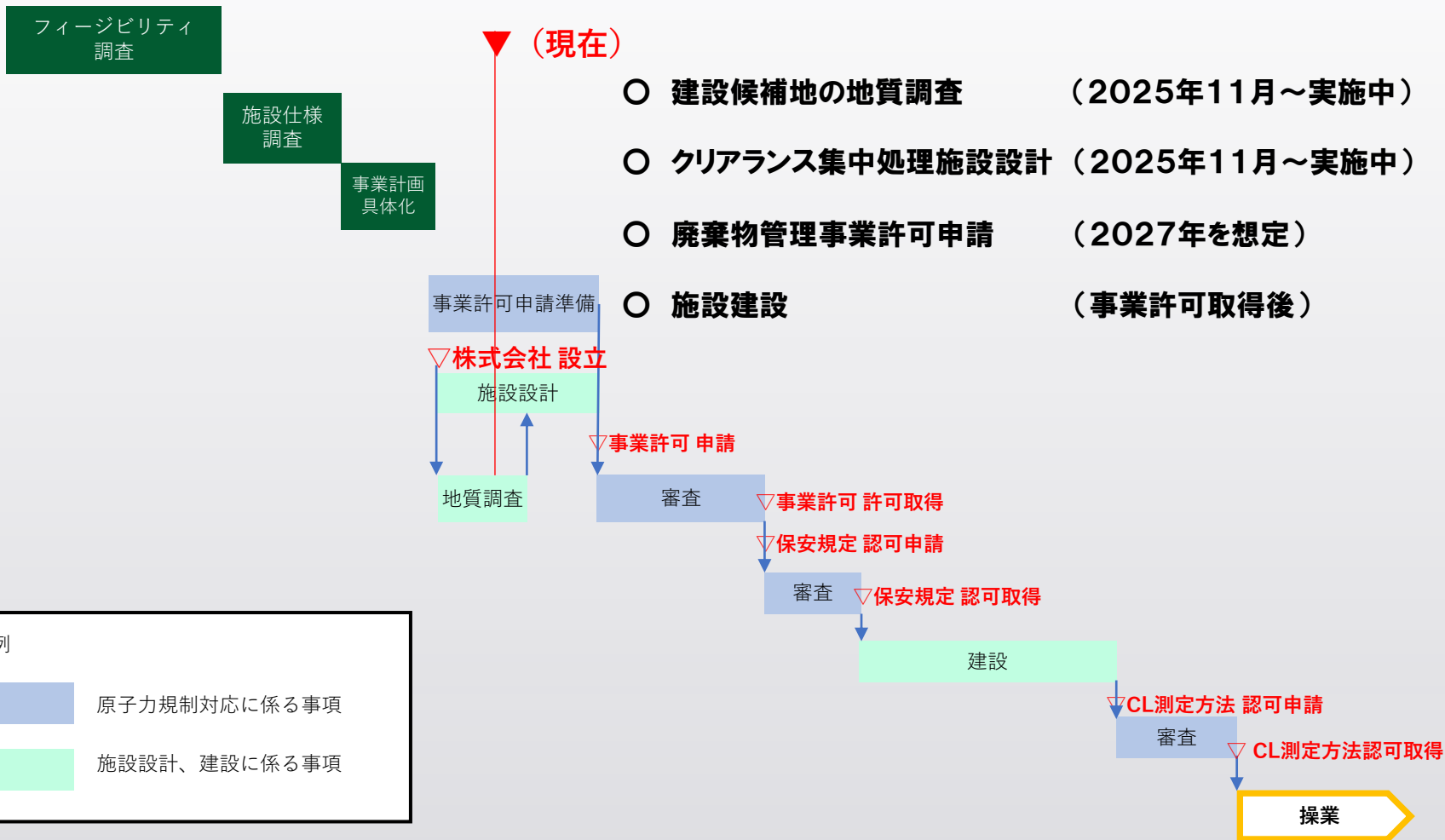
- 基本料金：初期投資に要する費用（詳細設計費、建設費等）
施設の稼働に伴う固定費（人件費、保守点検費、保険料等）
- 従量料金：処理作業に要する変動費（消耗品費、委託費、輸送費等）

現在の検討内容

- ▶ 原子力事業者と合意した料金制度に基づく収益計画を策定中
- ▶ 借入、国からの支援等による資金計画について、金融機関・原子力事業者・県と検討中

4. 今後のスケジュール

操業までの流れ



原子力災害対策特別措置法に関して

- 原子炉等規制法の枠組みではないものの、原子力規制におけるグレーデッド・アプローチの適用として、原災法に関する事項についても、今後ご議論させていただきたい。

事業者意見

法律（原災法第2条）

規則等（原災法施工令第1条）

- 災害リスクに応じた適用

低レベル放射性廃棄物埋設施設等は、発電用原子炉施設と比べて、敷地周辺に与える放射線災害リスクは相当程度に低いと考えている。現在、事業許可審査中の東海L3廃棄物埋設事業を例に挙げると、安全機能喪失時及び異常時においても、施設敷地緊急事態（SE）や全面緊急事態（GE）に至る可能性はなく、敷地周辺に与える放射線災害リスクはない。現行では、発電用原子炉施設と同様、原子力防災資機材や災害発生時の体制整備が要求されているが、災害リスクを踏まえると、低レベル放射性廃棄物埋設施設等を原子力災害対策特別措置法の適用から除外できないか。もしくは災害リスクを踏まえた対応（体制の兼務、既存設備の流用等）とできないか。